

岩手県告示第222号

道路占用料徴収条例施行規則（昭和46年岩手県規則第38号）第2条第2項第21号の規定により、占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる物件を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 地方公共団体の上水道が敷設されていない地域における飲料水供給施設
- 2 道路の新設又は改築の前から存する地下構造物で、道路の新設又は改築のための移設又は撤去が困難であり、かつ、道路管理上その移設又は撤去の必要がないと認められるもの（当該地下構造物の所有者が、道路の新設又は改築の前から土地の所有者に対して占用料を支払って埋設している地下構造物を除く。）
- 3 架空の道路縦横断電線で、道路管理者が、道路の新設又は改築に係る附帯工事として地下に埋設する必要があると認めて地下に埋設した電線
- 4 テレビジョン放送の受信が困難な地域における有線テレビ電柱又は架空の道路縦横断電線
- 5 路肩、^{のり}法敷又は側溝に設けられた通路
- 6 東北地方電線類地中化協議会又は東北地方無電柱化協議会において策定された無電柱化推進計画に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。）の支持柱（景観に配慮したものに限る。）
- 7 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校又は公立大学法人が公共的な教育研究の用に供する物件